

消防署からのお知らせ

11月9日は『119番の日』

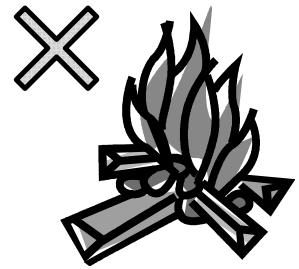


119番の日は、昭和62年に自治体消防発足40周年を機に、消防に対する正しい理解と知識を深め、防災意識の高揚を図ることを目的として消防庁が制定したものです。

平成25年度から下北地域の119番通報は、すべて下北消防本部通信指令課へ繋がるようになりました。災害が発生している場所が分からなければ、消防車・救急車が迅速に駆け付けることができません。通報する際には正確な住所又は、目標となる建物等を職員にお話し下さい。また、詳しい状況を把握するため、こちらから何点かお尋ね致します。場所を特定していれば、消防車・救急車は出動していますので、落ち着いてお答え下さい。皆様の正しい119番通報が、迅速的確な消防・救急・救助活動につながりますので、御協力下さいますようお願い致します。

火気取扱い注意

ストーブなどの暖房器具を使用する頻度が多い季節になりました。この季節は、空気が乾燥し、火災が起こりやすくなる時期です。火の取扱いには十分注意し、火事を未然に防ぎましょう。また、野焼きによる火災が毎年数件発生しています。自分は大丈夫と過信せず、近隣住民への迷惑も考えて、野焼きは絶対に止めましょう。



住宅用火災警報器は取り付けましたか？

火災が起きた時、その事をいち早く教えてくれる火災警報器。住宅では、寝室及び、階段(寝室が2階以上の階にある場合)への取り付けが義務となっています。まだ取り付けしていない方は、自分自身の安全のため早めに取り付けましょう。

住宅用火災警報器 Q&A

Q：なんで寝室に設置する必要があるの？

A：就寝時に火災に気付かず、逃げ遅れて亡くなる方が多くなっています。このため、最小限度で効果の高いと考えられる場所として、寝室に設置することとされました。



お問い合わせ
東通消防署 27-2199

